

高砂市民病院床頭台業務仕様書（案）

1 業務目的

高砂市民病院（以下、「当院」という。）において、床頭台（テレビ、冷蔵庫等を含む）を設置することにより、入院患者等の療養環境の改善とサービス向上を図ることを目的とする。

2 履行場所

高砂市民病院（兵庫県高砂市荒井町紙町33番1号）

3 事業期間

令和6年7月1日から令和12年6月30日までの6年間とする。ただし、当院の事情により事業期間が6年に満たない場合は、双方協議の上、対応を決定すること。

（行政財産の使用許可については、1年を以って上限とし、年度毎に更新するものとする。）

4 業務概要

（1）業務内容

事業者は、当院において病室等に床頭台を常時設置し、患者及びその家族からの利用申込受付、利用料金請求等の運營業務を実施する。

（2）運営時間

9時から17時まで（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から1月3日までを除く。）とするが、当院と協議の上、運営日の追加、運営時間の延長をすることは差し支えない。

（3）運営体制

業務の運営に際し、事業者は少なくとも1名の業務従事者を当院に常駐させること。ただし、遅滞なく業務を行えるよう必要な人員を配置すること。

また、業務責任者は月1～2回程度（床頭台業務導入当初は週1回程度）、定期的に当院を訪問し、業務運営に問題がないかどうか確認すること。業務責任者とは、床頭台業務運営に必要な知識を有し、本業務に関するあらゆる問題に対応可能な者であること。

※ 業務従事者及び業務責任者が、「高砂市民病院入院セット業務」における業務従事者及び業務責任者を兼務することを妨げない。

5 基本条件

（1）施設使用料等

① 行政財産使用料

床頭台については使用料を減免する。

その他、業務従事者の控室等として使用許可を受けた場合は、その面積に応じて1平方メートル当たり年額5,400円を支払うこと。使用許可の期間は事業期間に準ずる。

② 水道光熱費

床頭台の設置運営に係る光熱水費は、すべて運営事業者の負担とし、当院からの請求

に基づき、当院に対して支払う。

③ テレビ受信（地上波デジタル放送）のために要する一切の費用は、運営事業者の負担とする。（別紙赤色で示した部分が前事業者の設置した設備である。）

④ 放送受信料

日本放送協会との受信契約は運営事業者名で行い、受信料についても運営事業者の負担とする。

(2) 患者利用料金

① 現行のテレビカード方式から日額定額方式に変更する。

② 料金プランは、テレビ・冷蔵庫プラン、テレビプラン、冷蔵庫プランを現時点で想定しているが、契約時及び契約締結後において、双方協議の上、料金プランを一部変更することについては妨げないものとする。

③ 利用料金は、プラン毎に個別に日額を設定すること。

④ 利用に際しては、事業者が利用者と契約を行い、事業者は利用者に直接利用料金を請求すること。当院の会計窓口では取り扱わず、当院は料金収納について関与しない。なお、収納方法については、利用者の利便性に配慮しキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー等）やコンビニエンスストア決済に対応すること。

⑤ 料金の未納者への対応は事業者が実施するものとし、当院は一切関与しない。

(3) 受付対応

① 利用者またはその家族からの利用申込みについて、原則として運営時間中は事業者が対応すること。また、運営時間外において当院職員が一次対応した場合であっても、後日、当院職員と連携し、事業者の責任において申込受付を完了させること。

② 受付場所は、利用者のベッドサイド等状況に応じて対応すること。（受付専用ブースは設置しない。）

③ 業務従事者は、当院から貸与されるPHSを運営時間中常に所持し、当院職員からの連絡に対応すること。

④ 利用申込書は事業者にて保管し、利用者及びその家族の個人情報については、高砂市個人情報保護条例及び事業者の個人情報保護方針に従って適正に取り扱うこと。

(4) 床頭台の設置・撤去

① 設置にあたっては当院と十分に協議・調整のうえ、診療等に支障がないように配慮し、患者や面会者に迷惑がかからないように設置すること。また、前設置事業者と協力しながら円滑な新旧機器の入替に努めること。

② 機器の搬入、据付、調整等の設置費用、維持管理経費等は運営事業者の負担とする。

③ 事業期間終了時、運営事業者が設置した床頭台等の撤去はすべて運営事業者が行うものとし、原状に回復すること。

④ 事業期間終了後は、次の設置運営事業への移行が円滑に行われるよう、引継ぎに協力すること。

(5) 利用者への周知等

① 導入にあたっては、利用者への周知を十分に行い、円滑に利用できるよう配慮すること。

② 利用者からの利用料金の集金業務は事業者の責任で行うこととし、利用者に周知する

こと。また、床頭台申込みにおいては連帯保証人を不要とし申込みのしやすさに努めること。

(6) 管理・メンテナンス体制

- ① 常に良好な状態を維持し、故障・不具合が発生した場合は速やかに修理、補修を行うこと。また、それにかかる費用は運営事業者負担とする。
- ② 月曜日から金曜日まで毎日1回以上スタッフステーションを訪問し、トラブル対応や退院時の点検・清掃・消毒・整備を行うものとする。
- ③ 利用者からの苦情や相談を受けた際には、その内容の軽重を問わず速やかに対応すること。
- ④ 床頭台等の操作方法について、できるだけ分かりやすい説明書等がそれぞれに添付されていること。
- ⑤ 壁側アンテナジャック以降のケーブル、リモコン、リモコン用電池、イヤホン等、消耗品について、すべて運営事業者負担とすること。
- ⑥ 病院の工事、不慮の事故等で、一時的に全面あるいは一部に撤去等が必要になった場合は、病院の指示に従うこと。
- ⑦ 機器の損失、紛失、盗難については、事業者の責任において対応すること。ただし、明らかに当院の過失による場合は、双方の協議により対応を決定する。
- ⑧ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークを取得し、個人情報適切に取り扱うこと。業務に際して知り得た個人情報については、業務中ではもとより業務終了後においても他に漏らしてはならない。本業務の内、個人情報の取扱いを含む業務の一部を委託する場合は、委託業者にも遵守させなければならない。

(7) 病院との連携

- ① 運用開始前は、当院職員への説明会等を実施するとともに、床頭台に関する書類（パンフレット、契約書等）について、必要数を準備し、円滑に事業が実施できるよう配慮すること。
- ② 利用者の一時利用停止、変更、解約にかかる情報については、当院と連携を図り、適切に対応を行うこと。
- ③ 運用開始後は、当院職員からの要望を可能な限り反映する等、当院職員と連携を図りながら事業実施すること。
- ④ 事業者は、利用状況について毎月報告書を当院へ提出すること。また、当院からの求めがあった場合は、本業務に係る収支状況報告書を速やかに提出すること。
- ⑤ 事業者は、事業開始時に業務従事者等の名簿を当院へ提出すること。なお、業務従事者等に変更があった場合は、速やかに名簿を再提出すること。
- ⑥ 事業者は事業期間終了後に、次の運営事業者への移行が円滑に行われるよう、引継ぎに協力すること。

(8) 当院の状況及び現行の利用料

- | | |
|----------|----------------------------|
| ① 病床数 | 許可病床 199床 |
| ② 延入院患者数 | 令和4年度 47,196人(1日平均 129.3人) |
| ③ 平均在院日数 | 令和4年度 17.6日 |
| ④ テレビ | 1,514分/1,000円 |

- ⑤ 冷蔵庫 1回24時間 90円
 ⑥ テレビカード月額売上 令和4年度 平均 ¥435,000 (精算後)

6 設置設備関係

(1) 共通事項

- ① 特別の記載がない限り、設置機器は全て新品とする。
 ② 設置台数は以下のとおりである。

種類	設置場所	設置台数	備考
一般病室用 (157台)	3階東	39台	
	3階西	46台	
	4階東	12台	
	5階東	42台	
	緩和ケア	18台	
特別室・ドック室用 (8台)	3階東	1台	テレビ・冷蔵庫無料
	5階東	1台	
	6階ドック室	6台	
A個室用 (5台)	3階東	3台	テレビ無料
	3階西	2台	
化学療法室・CCU用 (10台)	1階化学療法室	5台	テレビ・冷蔵庫なし
	5階東CCU	5台	

(2) 床頭台 (一般病室用、特別室・ドック室用、A個室用)

- ① 寸法は、幅 500mm、奥行き 550mm、高さ 1,450mm程度のものであること。
 ② VOC対策及び清拭性に優れた材料が使用され、角に丸みをもたせる等安全面に配慮されていること。表面材のシート及び塗装色は病院要望に応えられること。
 ③ 床頭台内部に書類等が落ち込まない対策をしたスライドテーブルを設けること。
 ④ 左右タオル掛け、左右フック、前面コンセントを備えること。
 ⑤ カード式スライド錠を備えた引き出しを設けること。引き出しには、収納されたものが床頭台の奥に落ちない対策を講じること。
 ⑥ カードキーは患者の安全に配慮した形状および素材であること。また、手首に取り付けられようバンドを付属すること。
 ⑦ カードキーの紛失時におけるスライド錠の交換が容易であること、また、カードキー及びスライド錠の交換は無償で行うこと。
 ⑧ スライド錠はマスターキーで一括管理できるもので、マスターキーは院内に必要本数を常備すること。
 ⑨ 移動用キャスター及びストッパーが付いており、ストッパーについては一回の操作で4輪同時にロック又は解除ができること。ストッパーの状態が色または文字で識別できること。
 ⑩ 照度人感センサーのLED足元灯を備えていること。なお、必要に応じて消灯できること。

- ⑪ テレビ、冷蔵庫を課金して利用しない患者についても足元灯は動作できること。また、同様に前面コンセントは使用できることが望ましい。
- ⑫ テレビ、冷蔵庫の利用に関して、申し込んだ患者本人が電源制御可能なスイッチカード式とすること。また、スイッチカード用のカードタイマーを備えること。
- ⑬ 特別室・ドック室用についてはテレビ・冷蔵庫が無料、A個室用についてはテレビが無料で使用できること。

(3) 床頭台（化学療法室・CCU用）

- ① 寸法は、幅 500mm、奥行き 550mm、高さ 810mm程度のものであること。
- ② VOC対策及び清拭性に優れた材料が使用され、角に丸みをもたせる等安全面に配慮されていること。表面材のシート及び塗装色は病院要望に応えられること。
- ③ 床頭台内部に書類等が落ち込まない対策をしたスライドテーブルを設けること。
- ④ 左右タオル掛け、左右フックを備えること。
- ⑤ 引き出しを設けること。引き出しには、収納されたものが床頭台の奥に落ちない対策を講じること。
- ⑥ 移動用キャスター及びストッパーが付いており、ストッパーについては一回の操作で4輪同時にロック又は解除ができること。ストッパーの状態が色又は文字で識別できること。

(4) テレビ

- ① 利用料金は日額定額制とし、視聴時間の制限を設けないこと。
- ② 地上波デジタル放送が受信できる19型液晶テレビとし、信頼性の高い製品であること。また、抗菌仕様（S I A A取得）及びワイヤレスリモコン式であること。
- ③ テレビは電力等省エネを考慮した製品であること。
- ④ テレビはテレビアームに取り付け、容易に角度調整ができ、かつ、不使用時には奥側または上部へ収納できること。
- ⑤ イヤホンジャックをテレビ前面に有し、イヤホンを付属すること。
- ⑥ 広視野角の製品であること。
- ⑦ 電波干渉対策がなされ、音声出力はイヤホンとスピーカーの切替えができること。
- ⑧ ワイヤレスリモコンはS I A A抗菌加工の認証品であること。
- ⑨ ワイヤレスリモコンは、高齢者等の利用を考慮し簡便な操作ができること。
- ⑩ ワイヤレスリモコンの破損や電池切れ等に対応するため、予備のワイヤレスリモコン・電池等を常に準備し、利用に不便のないようにすること。
- ⑪ テレビ、冷蔵庫を課金して利用しない患者についても、院内放送を無料で視聴できること。
- ⑫ 院内放送するコンテンツは、当院で作成したものが使用できること。ただし、テレビへのコンテンツデータ取込等の放送に係る作業は事業者負担にて対応すること。
- ⑬ 院内放送用コンテンツの新規作成について、必要に応じて対応すること。なお、新規作成に係る費用負担については双方協議の上決定することとする。

(5) 冷蔵庫

- ① 利用料金は日額定額制とし、利用時間の制限を設けないこと。
- ② 冷蔵庫は、日本国内メーカー製とし、引き出しタイプであること。
- ③ 容量は220以上のペルチェ式電子型とし、20のペットボトルが収納できること。
- ④ 庫内灯及び閉め忘れ防止機能を備えていること。
- ⑤ 省エネ、静音タイプであること。
- ⑥ S I A A抗菌加工の認証品であること。
- ⑦ 動作している事がわかる様、冷蔵庫運転時に正面ランプが点滅すること。
- ⑧ 環境配慮として、全部品にフロン・代替フロンを使用していない製品とすること。
- ⑨ 過去5年以内に、発火、発煙等の危険事象があったメーカーは不可とする。